



Vol.196

トクちゃん新聞

7月号

先日行った淡路島
たくさんの人出でした。



令和6年7月18日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 人によって違う「いつものこと」

徳野



数年前、身近な人が心臓の手術を受けることとなり大きな病院にお世話になりました。手術前日、執刀医含め3名の医師から手術の説明がありましたが、その最中、**説明している執刀医の横で別の医師が居眠り**をしていました。ちょっとビックリしましたが、この医師にとってはそれほど「いつものこと」なんやろうな、と想像しまして、かえって安心しました。(もちろん、不謹慎とも感じましたが)。翌日の手術は無事成功です。



弊社では**毎月、決算作業**をしています。3月6月9月12月を決算月としているお客様が多いですが、1月や7月など、他の月を決算月としておられるお客様も多くいらっしゃいます。お客様にとっては年に1度のことですが私たちにとっては「いつものこと」です。



いつものことだからこそ、税制にも精通しますし作業者としても熟練します。お客様とは年間の関与を通して数字を共有しますし、利益水準や納税額についても予想値をお伝えした上で決算書をまとめていますので、ほぼ予定通りの決算書となります。とはいえ、**お客様にとっては年に1度**のことです。わたしたちも、年に1度の決算書であるということ**を改めて認識・意識した上で、お仕事をさせていただくことが大事な**な、と居眠りドクターを見て感じた次第です。

◆ 賃上げ促進税制

廣島



従業員の給与を引き上げる企業に対して、法人税の負担を減らす優遇措置として平成25年に創設された**所得拡大促進税制**は、緩和される方向に制度の内容を少しずつ変えながら、現在では**賃上げ促進税制**という名称で継続しています。

令和6年4月1日から開始される事業年度は、令和6年度改正の税制が適用されます。 ※令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始される事業年度は令和4年度改正の税制が適用されます。

令和6年度改正の中小企業向け賃上げ促進税制では、全雇用者の給与と支給額を前年度と比較したときの増加額の**最大45%**の税額控除が受けられることに加え、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった税額控除額を**5年間繰越することが可能**になりました。

最大45%の税額控除を受けるためには、「**くるみん**」が「**えるほし二段階目以上**」の認定を適用事業年度中に取得する必要があります。また、「**くるみん**」認定は、令和4年4月1日以降の基準を満たした認定を取得した場合に限り適用可能となるようですので、取得している認定の基準の確認が必要となります。くるみん認定、えるほし認定の詳細については、厚生労働省HPIに詳細があります。

廣島個人的には、**5年間の繰越**が嬉しい改正だと思っています。



◆ こども霞が関見学デー

細川



8月に文部科学省が中心となって「**こども霞が関見学デー**」が開催されます。東京での開催ではありますが、各省庁が所管の業務説明や関連業務の展示などを行います。

国税庁も参加をされていて

- ・ **税務署探検に出かけよう!**
- ・ **身近な税金について学ぼう!**

の二つのプログラムが実施される予定です。このほかにも普段ニュースでしか聞かないような省庁でもイベントが開催されます。事前予約が必要な場合もあるので参加されたい方は事前に確認をお願いします。人気のプログラムはすでに定員オーバーとなっているものもあるようです。来年挑戦してみてください。



また、夏休み期間中は全国各地の官公庁で子供向けの体験活動が行われ、近畿圏では税関や図書館などで実施予定されています。大人でも参加可能なものもあるようです。

こども霞が関見学デー：文部科学省 ([mext.go.jp](https://www.mext.go.jp))

◆ 税務スケジュール(8月)

8月13日(火)

・7月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

9月2日(月)

・7月分 社会保険料の納付

・6月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税

・12月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税

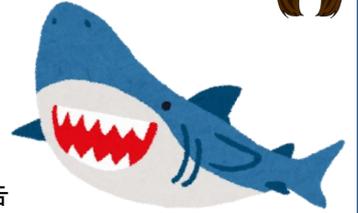
・9月12月3月決算法人 3カ月ごとの消費税の中間申告

・個人の事業税納付(第1期分)

・個人の住民税納付(第2期分)

・個人事業者の消費税中間申告

〈振替納税の場合は9月30日(月)引落〉



小鐵



◆ 代表者住所の非表示措置 10月から始まります。

現行の商業登記簿謄本では、代表者住所の公開が義務付けられています。これについて、今年の10月より**住所の一部(市区町村よりも後の部分)を非表示とすることができる制度**が開始されます。

一見、代表者のプライバシーを守ってくれる良い制度のように見えますが、注意点も存在するようです。いくつか例としてご紹介いたします。

① 非表示措置の申出について

- ・代表者住所の登記(住所変更等)と同時に申出が必要。表示措置のみの申出は不可
- ・非上場会社の場合、一部特殊な添付書面が必要

② 非表示措置による影響について

- ・登記簿謄本によって、代表者住所の証明ができなくなるため融資申込や不動産取引にあたって、一定の支障が生じることが想定されるとのこと。

③ 登記義務について

- ・非表示措置を利用しても、登記義務は免除されない。住所変更等があった場合、従来通り登記申請が必要

詳細がまだ不明な部分もあり、どのような運用となるのか読めないところもあります。続報ありましたら、追ってお伝えいたします。

※参考:法務省HP『代表取締役等住所非表示措置について』

大熊



◆【書籍紹介】「静かに退職する若者たち 部下との1on1の前に知っておいてほしいこと」 稲葉

近年、退職代行サービスが話題になるなど、最近の20代、30代の若者の行動が不可解で理解が難しいと感じる場面が増えてきているのではないのでしょうか。

本書の内容としては、若手社員が上司面談の際に**本音ではどのような気持ちで臨んでいるか**を読み解いていくというものです。著者が大学教授ということで具体的な事例やアンケート結果などのデータに基づいた解説がなされている点が特徴的です。著者は**若手社員の特徴**として職場を教育サービス機関と誤解しているような認識があると述べています。その考え方の背景として**自分に自信が持てず**、良くも悪くも目立つことを好まないがゆえに、**演技とコミュニケーション力を駆使して合理的に自己を守っている**と理由付けしています。その特徴を踏まえて**若手社員の力を職場で発揮できるようにするには上司がどのように接すれば良いのか**が書かれています。

人手不足が常態化し、どの業種においても採用が難しくなっている昨今、若手社員が何を考え、上司としてどのように接していくべきかを考えるためには良い書籍だと思いますので、ご一読してみたいかと思いますが。

著者:金間大介 出版社:PHP研究所



◆ スタッフより

岩佐



先日、地元の奈良でコンサートがあり暑い中行ってきました！学生時代に好きだったアーティスト。ものすごく久しぶり！私はどっぶりフォーク世代です♪
変わらぬ歌声、アコースティックギターの音色も心に沁みましたー。
観客もほとんど還暦オーバー？？と思われましたがめっちゃくちゃ盛り上がっていました！とても元気をもらえた夏の宵でした。
又、行きたいな♪



◆ クイズ

岩佐



退職月支給の賞与にかかる社会保険からのクイズです。
7月31日に退職したAさん。
Aさんは7月支給の賞与から社会保険料は控除されるでしょうか。

資格喪失日=退職日の翌日

「資格喪失日」が属する月の前月まで、社会保険料の負担は発生します。

この場合、8月1日が資格喪失日になり属する月は8月です。属する月の前月は7月なので、7月分まで社会保険料は発生します。

尚、雇用保険料は退職日にかかわらず支給額に応じて控除されます。

(答え)控除される

